

見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
		職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7-1) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

別紙1表1-1及び表1-2に掲げる障害福祉サービス等事業所について
 ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑱及び⑳(は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み
 かつ
 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。
 ○障害福祉サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属している
 かつ
 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。

別紙1表1-4に掲げる障害福祉サービス等事業所について
 ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑱及び⑳(は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み
 かつ
 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。
 ○社会福祉連携推進法人に所属しています。
 かつ
 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。
 別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input checked="" type="checkbox"/> ・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 ・また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ・令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還となる。また、指定取消となる場合がある。